

ハラスメント相談窓口の設置

【従業員の声を聴く・パワハラ防止法対策】

いざという時のために従業員が相談できるように相談窓口を設置しましょう！



ハラスメントによる訴訟リスクを減らすメリットも

ハラスメントは刑事事件ともなる犯罪です。

相談窓口を設置することで、表面化する前に対応することが可能です。



パワハラ防止法では、企業に次の対応が求められます

- ①相談への対応のための相談窓口を設置し、あらかじめ定め従業員に周知する
- ②相談窓口担当者は相談者に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにする



従業員が会社を通さずに利用できる相談窓口を設置することで
従業員が安心して相談をすることが出来ます。

弊社サービスの流れ

相談窓口設置の周知
&
従業員からの相談
※メール相談窓口

事実確認のヒアリング

会社への報告
&
対応策を検討する

料金体系

基本料金

※対応数に関係なく、企業規模（従業員数）により固定料金となります。

※年間契約となりお支払方法「月払い」「年払い」をご選択いただけます。

会社規模（従業員数）	月払いプラン	年払いプラン
～100名	16,000円	172,800円
101名～500名	32,000円	345,600円
501名～1,000名	48,000円	518,400円
1,001名～3,000名	60,000円	648,000円
3,001名～	応相談	

解決処理

特定社労士による問題解決：200,000円/件（内容により上下します）

会社では解決できないような事案が生じた場合に

専門家が間に入って会社・相談者・加害者と一緒に解決を図ります。

社外相談窓口を有効御活用しましょう

弊社ハラスメント社外相談窓口は、特定社会保険労務士を中心としたハラスメント問題の専門家がサポートを行います。

相談者からの直接的な相談を受ける外部相談窓口として、企業の相談担当者様がお困りの際などに専門的見地から助言をする窓口としてもご利用いただけます。

お問い合わせ

株式会社職業性ストレスチェック実施センター

電話番号 03-5859-0842

（受付時間 9:00～16:00 ※土日祝除く）

メールアドレス：enquiry@stress-cc.com

